

復旧復興-1 罹災証明書・被災証明書

別記様式 第2号

第号
整理No.

〒

様

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	

罹災原因	
------	--

被災住家の所在地	
住家の被害の程度	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

足利市長

〒

様

被災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	

被災原因	
------	--

被災物件の所在地	
被災物件等	

上記のとおり、被災の届出がなされたことを確認しました。

年 月 日

足利市長

罹災証明書等発行マニュアル

令和5年8月

調査班（税務課・納税課）

マニュアルの目的

足利市罹災証明書等交付事務取扱要領に規定する事務を円滑に実施するため、その詳細についてマニュアル化することを目的とする。

対象となる災害について

暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

*火災・爆発等による災害に関する罹災証明書は、消防署の事務

罹災証明書等について

1. 証明事項について

①罹災証明書

災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書をいう。

住家の被害の程度を証明するもの。被害家屋認定調査を必要とする。

②被災証明書

工作物が災害により被害を受けたことを市長が確認する書類をいう。

住家と一体的に使用する工作物の被害について確認するもの。被災状況のわかる写真や業者の修理見積書等で交付可能とする。

また、各課から被害調査・応急対策実施結果票が危機管理課に提出されており、同票により被害状況が確認できる場合及び被害家屋認定調査済みの場合は、調査結果に基づき交付可能とする。

2. 罹災証明書等の交付について

罹災証明書等の交付は、災害により被害を受けた住家等の所有者及び使用者（以下「所有者等」という。）又は所有者等の同居親族から申請があった場合に行うものとし、その他の者からの申請に際しては、所有者等の委任状を添付させるものとする。

なお、罹災証明書等は、原則として一世帯に一枚の交付とし、その内容を交付後に変更する場合は、罹災台帳を修正するとともに、すでに交付した証明書を訂正するものとする。

3. 手数料について

手数料は徴収しない。

地域防災計画上の記載

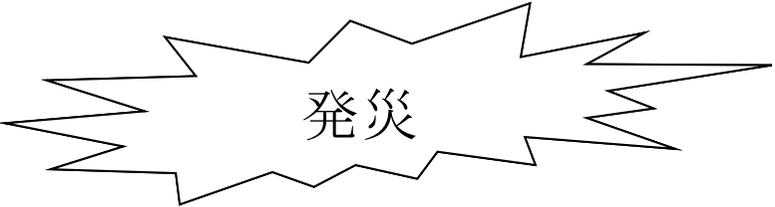
足利市地域防災計画 震災編

第2章災害応急対策計画

第2節 情報の収集・伝達 第3 被害状況の収集・調査

罹災証明書等発行に係る流れ

調査班



被災市民

開設場所、申請方法等の広報

罹災証明書申請 or 相談

申請窓口設置

被害家屋認定調査

被災証明書
罹災証明書

発行

罹災台帳の作成

再調査申出

被害家屋認定調査(再)

再調査結果の説明・罹災証明書等の交付

調査結果の確定

再建支援策等への活用

被害家屋認定調査（税務課）

調査班（税務課）は、災害対策本部が開設されたとき、又は発災により、罹災証明書の交付の必要が生じたときは、災害の状況及び被災世帯数等考慮の上、被害家屋認定調査実施のため必要な体制を整える。

1. 役割分担及び業務内容

(1) 統括者（職制：税務課長 氏名：_____）

業務全体の統括、災害対策本部との連絡調整（対応協議、応援職員要請等）等を行う。

(2) コーディネーター（職制：_____ 氏名：_____）

人員配置、調査の進行管理、疑問点等の整理、処理班との調整、統括者への報告・連絡・相談を行う。

(3) 処理班（班長 職制：_____ 氏名：_____） 人員____名

調査実施班の編成、調査を行う区域の割り振り（調査用地図の作成）、調査結果の集計データ処理（罹災台帳の作成等）を行う。

納税課から再調査申出の連絡があった場合は、調査員を派遣する。

(4) 調査実施班（2名×____組）

被害家屋の調査を行う。必ず2名以上1組とする。

調査員が不足する場合は、コーディネーター・統括者を通じ総務班へ応援職員を要請する。

2. 必要資機材等

(1) 処理班

パソコン プリンター コピー機 その他

(2) 調査実施班

職員証 デジカメ 下げ振り 住宅地図 メジャー
 調査票 携帯電話 自転車 筆記用具 その他
 タブレット

3. 調査手法

「内閣府 災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき実施する。

4. 調査結果

調査結果をまとめ、災害対策本部へ送付する。

罹災台帳の写しを納税課に送付する。

5. 再調査について

①調査の申出

災害により被害を受けた住家等の所有者及び使用者又は所有者等の同居親族は、被害家屋認定調査の判定に不服がある場合及び未調査の住家等があった場合等は、再調査を申し出ることができる。

②再調査の流れ

納税課から再調査申出の連絡があったときは、迅速に再調査を行う。

③再調査の実施方法

調査実施班は、申出者等の立会いのもと、内閣府 災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき、家屋の内部確認を含む立入調査を行い、調査の結果及びその根拠については、立会い者に対して現地で説明し、了承を得ることを原則とする。

証明書等交付（納税課）

調査班（納税課）は、災害対策本部が開設されたとき、又は発災により、罹災証明書の交付の必要が生じたときは、災害の状況及び被災世帯数等考慮の上、罹災証明書等の申請を受け付けるために利用可能な施設を確保し、会場の設営を行うとともに、罹災証明書等交付事務実施のため必要な体制を整える。

1. 申請受付（証明書交付）会場の設置

（1）証明書交付会場の確保

- ①災害の状況及び被災世帯数等を勘案して、会場規模を決定する。
- ②一つの会場で一元的に実施するか、地区ごとに複数の会場で実施するかを決定する。
 - ・大規模災害の場合は、（ ※ 災害発生後、速やかに危機管理課と協議決定 ）
 - ・中規模災害の場合は、（ ※ 災害発生後、速やかに危機管理課と協議決定 ）
 - ・小規模災害の場合は納税課窓口で受付する。
- ③必要により郵送での証明書の申請、発行を実施するかを決定する。

（2）証明書発行会場の設営（次項参照）

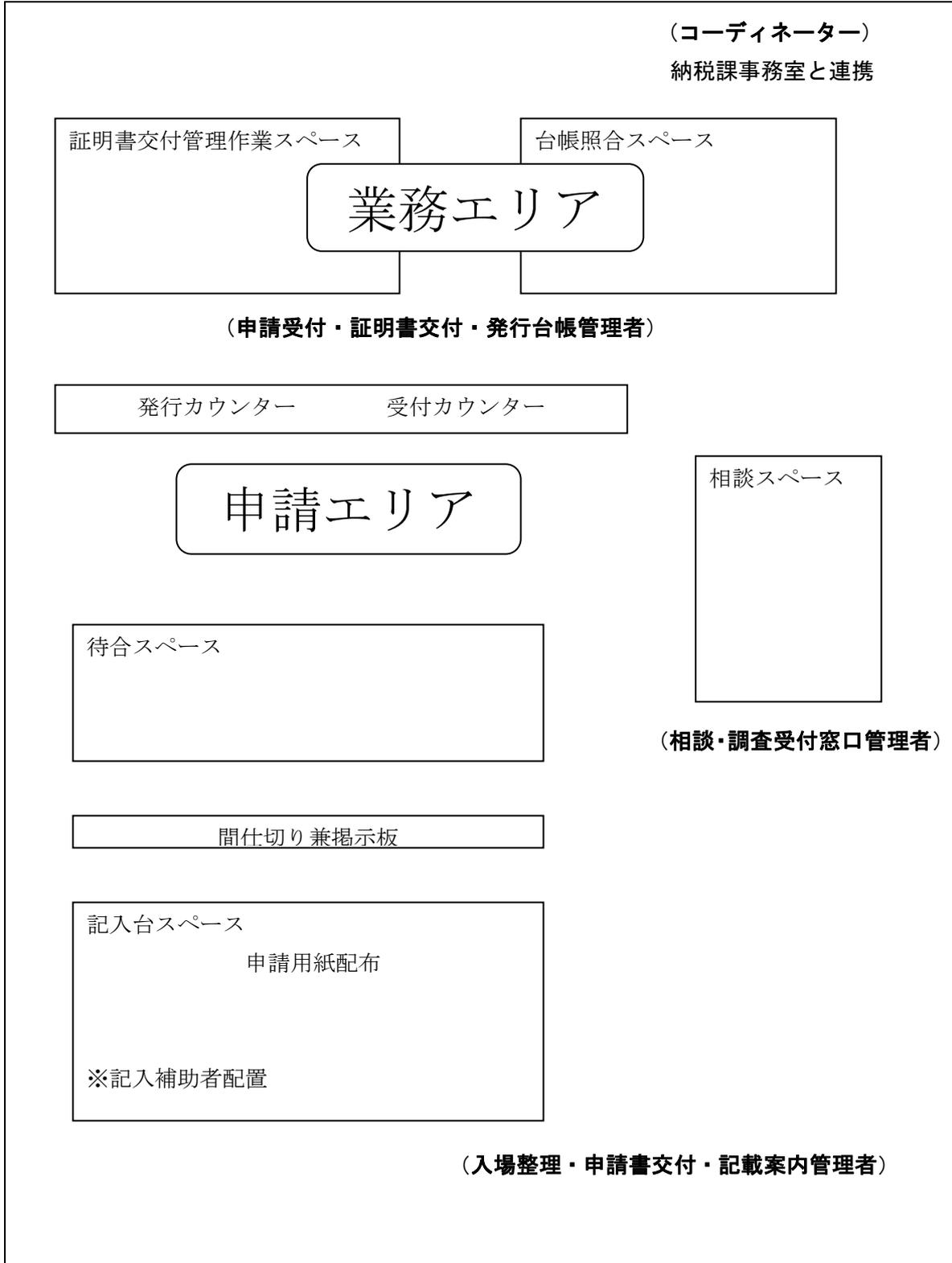
- ①申請エリア
 - ・申請用紙の交付窓口、申請用紙の記入コーナー、申請窓口、申請者の待合スペース、証明書の発行窓口、相談窓口等を配置する。
- ②業務エリア
 - ・調査結果検索用地図・台帳スペース、証明書発行管理スペースを配置する。

（3）証明書交付会場における必要な物品等の準備

- ①会場外
 - 会場内案内図 ○入場状況表示案内等
- ②申請エリア
 - 各種案内用掲示板 ○申請書記入台 ○申請書記入例
 - 被災証明書よくある質問等を作製し掲示 ○待合スペース用椅子等
 - 災害時関連配布資料 ○各種配布資料置場用台
- ③業務エリア
 - 地図 ○各種台帳 ○パソコン ○プリンター ○コピー機
 - 電話 ○机・椅子等
- ④その他
 - ・担当部署ごとの腕章、名札、各コーナーの表示カンバンや名札立てを用意

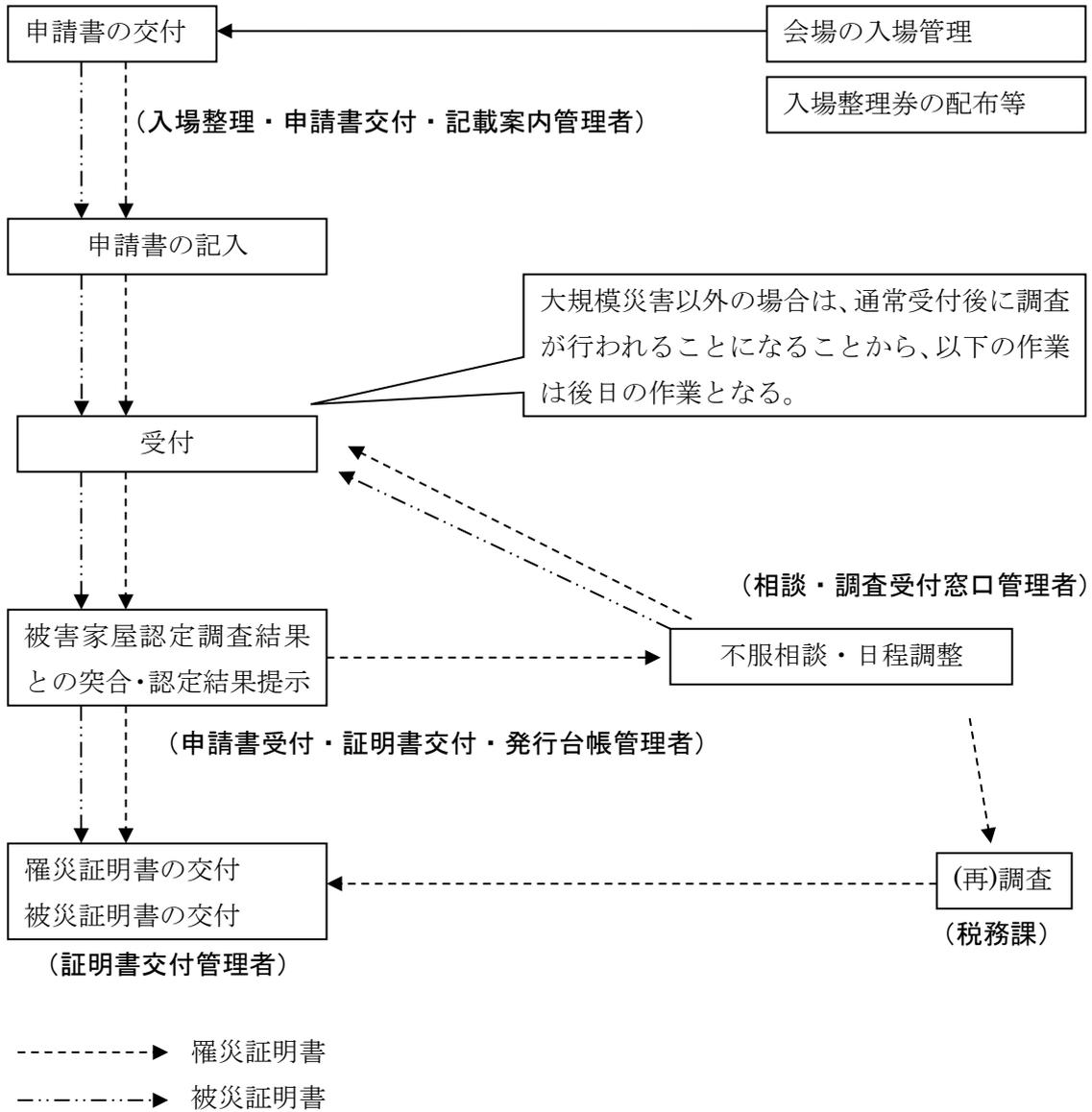
【設営例】

設置例（具体的な会場を予定する必要あり）



2. 証明書の発行業務の流れ

被害を証明する写真や見積書を持参しているか確認。(被害家屋認定調査実施済みの場合は省略することができる。)



3. 役割分担及び業務内容

*配置人員は、申請者の増減により各担当者を機動的に増減するものとする。

*会場に配置された職員は、担当ごとの腕章と名札を着用することとする。

【1】統括者 納税課長 氏名：_____

業務全体の統括、災害対策本部との連絡調整（対応協議、応援職員要請等）等を行う。

注）大・中規模災害時は本来の納税業務ほか、罹災証明等発行業務専用会場を設営することから、**2か所の事務室を管理**する事となります。

既存の納税業務については、職制：_____ 氏名：_____に従い、

職制：_____ 氏名：_____を中心に対応します。

同様に、整理業務については、職制：_____ 氏名：_____に従い対応します。

【2】コーディネーター（職制：_____ 氏名：_____）

- ・人員配置、交付事務の進行管理、疑問点等の整理、処理班各管理者との調整、統括者への報告・連絡・相談を行う。
- ・大・中規模災害時ほか、通常時より納税業務管理者と大・中規模災害時の対応について連絡協議を行う。

【3】処理班業務（大・中規模災害時の特別体制については「特別」と記載します。）

「特別」 入場から申請書交付・記載案内まで

①入場整理・申請書交付・記載案内管理者

（職制：_____ 氏名：_____）ほか担当者____名

- ・入場整理管理者は、申請者が殺到して押しかけたり、会場内が混雑したりしないように入場整理方法（整理券の準備等）の検討、各担当者への指示を行う。
- ・入場整理担当者は、管理者の指示に従い、申請者に整理券を渡し入場制限を行うなどにより、一定人員を会場内に案内するようにする。
- ・申請書交付・記載案内管理者は担当者に指示し、罹災証明書及び被災証明書を準備、担当者の中から申請書の交付担当者、申請書記入相談担当者を配置するとともに、入場整理管理者と連携し、フロアコントロールをする。
- ・申請書交付担当者は、整理券と引き換えに申請書を交付し、記入内容を説明する。
- ・申請書記入相談担当者は、申請書記入の手伝いをするとともに、記載後に申請書提出窓口へ誘導する。

申請書受付・証明書交付・発行台帳管理まで

②申請書受付・証明書交付・発行台帳管理者

(職制：_____氏名：_____) ほか担当____名

- ・申請書受け付け管理者は、受付事務について担当者に必要な指示を行うとともに、申請書受付時に疑義が生じた場合等のフォローを行う。
- ・申請書受付担当者は
 - (1) 申請書の記入内容及び罹災台帳を確認した後、申請者に判定結果（全壊、半壊等、或いは被災証明書での交付である旨）を説明する。
 - (2) 申請者が(1)の説明に納得した場合
→申請者の記載事項・添付資料を再度確認し、不備が無い場合、申請書下段の「市確認欄」に必要事項を記入して発行管理者へ送付する。
→申請者を発行窓口へ案内する。
 - (3) 申請者が(1)の説明に納得できない場合又は被害結果が不明の場合
→申請書原本及びコピーを添え、相談窓口へ案内する。
- ・証明書交付管理者は証明書交付事務について担当者に必要な指示を行うとともに、交付時に疑義が生じた場合等のフォローを行う。
- ・証明書交付担当者は発行状況について罹災証明書等発行台帳の記録・管理を行うとともに、罹災証明書等の発行状況を定期的に災害対策本部に連絡する。
- ・証明書交付担当者は、契印割印と市長公印を押印したものを申請者に交付し、申請書原本は、罹災証明等発行台帳に記録後、発行順に綴る。

相談・調査受付等

③相談・調査受付窓口管理者

(職制：_____氏名：_____) ほか担当____名

- (1) 相談窓口管理者及び相談窓口担当者は申請者から事情聴取し、判定内容に納得できない場合は、調査資料を提示して説明する。
- (2) (1)において納得が得られない場合及び被害結果が不明の場合は、被害認定調査票を記入の上(再)調査の日程について協議し、申請書右上欄「整理No.」に被害認定調査票番号を記入して調査班(税務課)に送付する。また申請書原本は、調査未済分として保管する。
- (3) (1)において納得が得られた場合は、再度申請書提出窓口へ誘導する。

復旧復興-3 足利市災害弔慰金の支給等に関する条例

足利市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年10月5日条例第45号

改正 昭和50年5月21日条例第19号
昭和51年12月23日条例第50号
昭和53年6月15日条例第26号
昭和56年10月6日条例第54号
昭和57年9月28日条例第35号
平成3年3月22日条例第8号
平成3年12月26日条例第37号
平成23年12月16日条例第24号
令和元年6月28日条例第3号
令和2年3月31日条例第2号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に対する災害障害見舞金の支給並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって住民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害を生ずることをいう。
- (2) 住民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、住民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給される遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
 - (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、死亡者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。以下この号において同じ。）がいるときは、その兄弟姉妹とする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合等、やむを得ない事情により、前2項の規定により難いときは、当該規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、5,000,000円とし、その他の場合にあっては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合に該当する者には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(支給の手續)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、住民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては2,500,000円とし、その他の場合にあっては1,250,000円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の住民である世帯主に対し、その生活の更生に資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合	1,500,000円
イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	2,500,000円
ウ 住居が半壊した場合	2,700,000円
エ 住居が全壊した場合	3,500,000円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合	1,500,000円
イ 住居が半壊した場合	1,700,000円
ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。）	2,500,000円
エ 住居の全体が滅失（全壊、全焼、流失を含む。）した場合	3,500,000円

- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。
- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（令第7条第2項かつこ書の場合は5年）とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き、年1.5パーセントとする。
- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年5月21日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年12月23日条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年6月15日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年10月6日条例第54号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和57年9月28日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (平成3年3月22日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成3年12月26日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成23年12月16日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則 (令和元年6月28日条例第3号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の足利市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条並びに第15条第1項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害（足利市災害弔慰金の支給等に関する条例第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、

同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

復旧復興-4 足利市災害見舞金等交付規則

足利市災害見舞金等交付規則

昭和49年12月1日規則第36号

改正 昭和57年9月28日規則第42号
平成3年3月22日規則第4号
令和元年11月29日規則第24号

(目的)

第1条 この規則は、足利市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年足利市条例第45号。以下「条例」という。）に規定する災害以外の災害（以下「災害」という。）を受けた市民に対し、災害見舞金又は弔慰金を交付し、一時的援護をはかることを目的とする。

(災害の範囲、被災者)

第2条 この規則において災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の異常な自然現象により生じた被害及び火災、ガス爆発等により生じた被害をいう。

2 被災者とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 本市に住所を有していて、災害により死亡した者又は死亡したと推定された者の遺族及び負傷した者
- (2) 災害により被害をうけたとき、本市に住所を有していて、自己の居住する家屋（以下「住居」という。）が損壊又は焼失した者

(災害見舞金)

第3条 災害見舞金は、次の各号に該当する者に交付する。

- (1) 住居が全壊、流失又は全焼した世帯 50,000円
- (2) 住居が半壊又は半焼した世帯 30,000円
- (3) 住居が床上浸水した世帯 10,000円
- (4) 負傷により1か月以上の入院を要する者 20,000円
- (5) 負傷により重度の障害者となった者 30,000円

(弔慰金)

第4条 弔慰金は、次の各号により交付する。

- (1) 条例第3条に規定する災害弔慰金の支給の適用をうけない災害により死亡又は死亡したと推定された者の遺族に対しては、死亡者1人につき 500,000円
- (2) 自然現象によらない火災、ガス爆発等による災害により死亡又は死亡したと推定された者の遺族に対しては、死亡者1人につき 100,000円

(被害程度の認定)

第5条 被害の程度は、次の各号によって市長が認定する。

- (1) 全壊、流失又は全焼とは、住居の7割以上が損壊、流失又は焼失した場合とする。
- (2) 半壊、半焼とは、住居の2割以上7割未満が損壊、焼失した場合とする。
- (3) 床上浸水とは、住居の床上に浸水し、又は土砂が堆積した場合とする。
- (4) 重度の障害者とは、身体障害者障害等級表の1級及び2級に認定された者とする。

(弔慰金を交付する遺族)

第6条 弔慰金を交付する遺族の範囲は、条例第4条の規定を準用する。

(交付の制限)

第7条 災害の原因が被災者の故意又は重大な過失によるものである場合は、災害見舞金及び弔慰金の全部又は一部を交付しないことができる。

2 被災者が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用をうけた場合は、災害見舞金の全部又は一部を交付しないことができる。

(細目)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、令和元年台風第19号による被害に対する同条の災害見舞金は、支給しない。

附 則（昭和57年9月28日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年3月22日規則第4号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月29日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

復旧復興-5 中小企業関係収支制度一覧

中小企業融資（災害復旧貸付）	
適応制度等名	災害復旧貸付制度
実施主体	㈱日本政策金融公庫 中小企業事業
対象災害	公庫が本資金の適用を認めた災害
制度の対象者 基準・条件等	1 融資対象者 災害救助法等の発動に基づき、公庫が指定した災害により、被害を被った中小企業者 2 資金の使途 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金 3 融資条件 (1) 融資限度額 直接貸付 別枠 1億5千万円 代理貸付 上記限度額の範囲内で別枠7千5百万円 (2) 利率 1.20% (5年以内の場合) (令和6年1月4日現在) (但し、災害の都度閣議決定に基づき1,000万円を限度として特別利率を適用) (3) 融資期間 設備資金 15年以内(内2年以内据置) 運転資金 10年以内(内2年以内据置)

中小企業融資（災害復旧資金）	
適応制度等名	災害貸付制度
実施主体	商工組合中央金庫
対象災害	暴風、豪雨、地震や大規模な火災等
制度の対象者 基準・条件等	1 融資対象者 被災地内で事業を営む中小企業 2 資金の使途 被災によって生じた損害を復旧するために必要な事業資金 (運転資金及び設備資金) 3 融資条件 (1) 融資限度額 商工中金所定の金額 (2) 利率 商工中金所定の利率 (3) 融資期間 設備資金 10年以内(内2年以内据置) 運転資金 10年以内(内2年以内据置) ※ 特定の災害かつ指定の支店のみが対象となる。

中小企業融資（災害貸付）	
適応制度等名	災害貸付制度
実施主体	日本政策金融公庫 国民生活事業
対象災害	暴風、豪雨、地震や大規模な火災等
制度の対象者 基準・条件等	1 融資対象者 公庫がこの貸付の適用を認めた指定被災地域内で事業を営む中小企業者 2 資金の使途 被災によって生じた損害を復旧するために必要な事業資金 (運転資金及び設備資金) 3 融資条件 (1) 融資限度額 (各貸付毎の融資限度額に加算) 1企業/3,000万円 ※ 但し、生活衛生関係の事業を営む組合等の場合は、5,000万円 (2) 利率 各貸付毎の利率が適用となる。 (3) 融資期間 10年以内(内2年以内据置)

中小企業融資(罹災対策資金)									
適応制度等名	経営安定資金(基盤強化融資)制度								
実施主体	県								
対象災害	故意又は重過失によらない火災又は風水害等								
制度の対象者 基準・条件等	<p>1 融資対象者 県内に事業所を有する中小企業者又は中小企業団体</p> <p>2 資金の用途 罹災時の緊急運転資金及び災害等の未然防止対策に必要な運転・設備資金</p> <p>3 融資条件</p> <p>(1) 融資限度額</p> <table border="0"> <tr> <td>運転資金</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>設備資金</td> <td>5,000万円</td> </tr> </table> <p>(2) 融資期間</p> <table border="0"> <tr> <td>運転資金</td> <td>7年以内(内1年以内据置)</td> </tr> <tr> <td>設備資金</td> <td>7年以内(内1年以内据置)</td> </tr> </table> <p>4 融資利率 年利(1.6%) ≪1.8%≫以内</p> <p>5 手続等 市町村長等の罹災証明が必要</p>	運転資金	3,000万円	設備資金	5,000万円	運転資金	7年以内(内1年以内据置)	設備資金	7年以内(内1年以内据置)
運転資金	3,000万円								
設備資金	5,000万円								
運転資金	7年以内(内1年以内据置)								
設備資金	7年以内(内1年以内据置)								

復旧復興-6 局地、激甚災害指定基準一覧

1. 激甚災害指定基準（本激）

激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業者への保証の特例等、特別の財政助成措置が講じられる。

適用条項・措置	激甚災害とされる被害の程度
第2章（第3条・第4条）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5%
	B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2%
第5条 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% ……の県が1以上
	又は (2) 県内市町村の査定見込総額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5% ……の県が1以上
第6条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例措置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5%
	B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%
第8条 天災融資法の特例	かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% …の県が1以上
	又は (2) 一の都道府県の査定見込額 > 10億円……の県が1以上
第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助	(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5% 又は (4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5% で第8条の措置が適用される場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。
	A 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% B 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15%
第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助	かつ 一の都道府県の特別被害農業者 > 当該都道府県の農業者 × 3%……の県が1以上 ただし、A Bとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のおよび被害の実情に応じて個別に考慮する。
	A 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5% B 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5%
第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助	かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額 > 当該都道府県の生産林業所得推定額 × 60% ……の県が1以上
	又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1% ……の県が1以上
ただし、A Bとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。	

適用条項・措置	激甚災害とされる被害の程度
第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 第13条 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	A 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.2% B 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.06% かつ (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額>当該都道府県の中小企業所得推定額×2% ……の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額>1,400億円……の県が1以上 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第16条 公立社会教育施設復旧事業、第17条 私立学校施設災害復旧事業及び第19条 市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例	第2章（第3条及び第4条）の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害 又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
第22条 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	A 被災地全域 滅失戸数 ≥4,000 戸 B (1) 被災地全域滅失戸数 ≥2,000 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥200 戸又は住宅戸数の1割以上 ……の市町村が1以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数 ≥1,200 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥400 戸又は住宅戸数の2割以上 ……の市町村が1以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。
上記以外※の条による措置	災害の実情に応じ、その都度検討する。

(注) 上記以外の措置は以下のとおり。

- 第7条 開拓者等の施設の災害復旧事業 に対する補助
- 第9条 森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助
- 第10条 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助
- 第11条 共同利用小型漁船の建造費の補助
- 第14条 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- 第20条 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- 第21条 水防資材費の補助の特例
- 第25条 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

2. 局地激甚災害指定基準

激甚災害指定基準による指定、いわゆる「本激」が地域を特定せず、災害そのものを指定するのに対し、局地激甚災害指定基準による指定、いわゆる「局激」は市町村単位での災害指定を行う。

ただし、激甚災害に指定されても、被害を受けた地方公共団体等のすべてが特例措置を受けられるわけではなく、被害の大きさが一定規模以上の地方公共団体等に限り特例措置が適用される。

適用条項・措置	局地激甚災害と指定される被害の程度
<p>第2章（第3条、第4条）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助</p>	<p>(1) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>①(イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $>$ 当該市町村の標準税収入 \times 50% （査定事業費が1千万円未満のものを除く。）</p> <p>(ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $>$ 当該市町村の標準税収入 \times 20%</p> <p>(ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $>$ 当該市町村の標準税収入 \times 20% $+$ (当該市町村の標準税収入 - 50億円) \times 60%</p> <p>ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）</p>
<p>第5条 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置</p>	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 $>$ 当該市町村の農業所得推定額 \times 10%（災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）</p>
<p>第6条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例</p>	<p>(2) 次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 $>$ 当該市町村の農業所得推定額 \times 10%（災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。） ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、 当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、 かつ、 当該市町村内の漁船等の被害額 $>$ 当該市町村の漁業所得推定額 \times 10% （漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。） ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>

適用条項・措置	局地激甚災害と指定される被害の程度
第11条の2 森林 災害復旧事業に 対す る補助	(3) 当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの) > 当該市町村に係る生産林業所得推定額(木材生産部門)×1.5 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部 門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。) かつ (1)大火による災害にあつては、要復旧見込面積>300ha 又は (2)その他の災害にあつては、 要復旧見込面積>当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)× 25%
第12条 中小企業 信用保険法によ る災害関係保証 の特例 第13条 小規模企 業等設備導入 資金助成法によ る貸付金の償還 期間等の特例	(4) 中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% (被害額が1千万円のものを除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第24条 小災害債 に係る元利償還 金の基準財政需 要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。